

波多津川水系河川整備基本方針

令和5年7月

佐 賀 県

目 次

第1章 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

- (1) 流域及び河川の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- (2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針・・・・・・・・・・2

第2章 河川整備の基本となるべき事項

- (1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節への配分に関する事項・・・・・・・・4
- (2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項・・・・・・・・・・4
- (3) 主要な地点における計画高水位及び
計画横断形に係る川幅に関する事項・・・・・・・・・・・・5
- (4) 主要な地点における流水の正常な機能を
維持するため必要な流量に関する事項・・・・・・・・・・・・5

<参考図>

波多津川水系流域概要図

第1章 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域及び河川の概要

波多津川は、伊万里市波多津町波多津に源を發し、伊万里市波多津町内野地内で内野川、河口で煤屋川と合流して伊万里湾に注ぐ、流路延長 2.62km、流域面積 8.56km² の二級河川である。

流域の気候は、九州の気候区分によると日本海型気候に属し、年平均気温は約 16℃、年平均降雨量は約 2,400mm であり、梅雨期、台風期の降雨量が多くなっている。

流域内の関連市町村は伊万里市のみであり、令和 2 年（国勢調査）の人口は約 53,000 人で、伊万里湾総合開発を軸に大規模な臨海工業団地を造成し、造船業や I C 関連産業、木材関連産業、水産加工業等の産業を基幹産業とし、伝統産業と先端技術とが融和した特色ある都市づくりを行っている。

流域内の地形は、流域の大半が丘陵地となっているなかで、河道周辺が扇状地、河口部が三角州性低地が広がっている。また、流域内の地質は、概ね砂岩層で構成され、中流域の河道周辺が砂がち堆積物、下流域の河道周辺が泥がち堆積物が分布している。

流域内には県内最古の神社建築である田嶋神社本殿があり、国の重要文化財に指定されている。

流域内の植生は、山地にはスギ・ヒノキ植林が広く分布し、シイ・カシ二次林もみられる。低平地は耕作地となっていることから水田雑草群落分布し、河道沿いではススキ群落やジュズダマ群落が多くみられる。また、河口付近はヨシ群落のほか、塩沼植物群落のアイアシ群落がみられ、シオクグやウラギク（環境省：絶滅危惧Ⅱ類）も確認されるなど、汽水環境の特徴的な植生もみられる。

魚類は、ニホンウナギ（環境省：絶滅危惧ⅠB類）やミナミメダカ（環境省：絶滅危惧Ⅱ類・佐賀県：準絶滅危惧種）、ヤリタナゴ（環境省：準絶滅危惧）等が、底生生物はマルタニシ（環境省：準絶滅危惧Ⅱ類）やマシジミ（環境省：絶滅危惧Ⅱ類）等が生息している。鳥類は河口部でカモ類やサギ類等の水辺の鳥が確認されているほか、上流域では樹林性の鳥類がみられる。

河川の水質は、波多津川で水質に係る公共用水域の類型指定が行われておらず、定期的な水質調査も実施されていないが、過去に水質汚濁に関する問題が発生したとの記録は残っていない。

波多津川は、上流域では山間部を北流した後、平地部に至り西へ流れを変え、中・下流域では水田地帯を直線的に貫流して波多津川樋門より伊万里湾に注ぐ。

波多津川の洪水被害としては、平成 14 年 9 月や平成 24 年 6 月などで道路や水田の冠水が発生し、近年においても度々冠水が生じている。

波多津川水系における治水事業については、伊万里市波多津町馬刀瀉^{まてがた}地区において、昭和 34 年に波多津川樋門（4 門）、昭和 47～50 年に波多津川樋門横に排水機場（ $2.0\text{m}^3/\text{s}$ ：1 基、 $1.0\text{m}^3/\text{s}$ ：1 基）が整備されている。また、排水能力を向上させるため波多津川樋門（1 門）が令和元年に増設されている。

高潮対策としては、河口部で高潮堤防の整備が行われている。

流域内の水利用の状況は、波多津川からの取水や溜池からの用水により主に農業用水として利用されている。

（２）河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

波多津川水系では、洪水氾濫等による災害から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう社会基盤の整備を図る。また、流域及び河川の現状を踏まえ、歴史・文化との調和、豊かな自然環境と河川景観を保全、継承するとともに、人々に親しまれる良好な河川空間を維持していくため、関係機関や地域住民と共通の認識を持ち連携を強化しながら、治水・利水・環境に関わる施策を総合的に展開する。

河川の整備にあたっては、地域の発展等に係る計画との整合を図り、また、水害の発生状況や河川の整備状況、本支川及び上下流のバランス等を踏まえた整備を進め、河川の総合的な保全と利用を図る。

① 洪水等による災害の発生の防止または軽減に関する事項

災害の発生の防止又は軽減に関しては、沿川地域を洪水から防御するため、波多津川の自然環境や河川の利用等に配慮しながら、計画的な河川整備を行い計画規模の洪水を安全に流下させる。

高潮対策については、既往潮位に対応した施設高の設定や防潮樋門等の整備・運用により浸水被害の防止を図り、また、内水被害には、排水機場等の河川管理施設の整備・運用や関係機関との調整・連携等により対処する。

さらに、計画規模を上回る洪水や整備途上段階で施設能力以上の洪水に対しても被害を最小限度に抑えるよう、防災情報の提供や避難誘導のソフト対策等を関係機関や地域住民と連携して推進する。

② 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項並びに河川環境の整備と保全に関する事項並びに河川の維持管理に関する事項

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、動植物の生息・生育環境に十分配慮し、関係機関や地域住民の協力のもと流水の正常な機能の維持に努める。

河川環境の整備と保全に関しては、自然環境や河川利用の実態の把握に努め、治水・利水面との調和を図りながら、河川の有する自然環境の多様性、連続性を確保し、動植物の生息・生育環境及び良好な河川景観の保全等に努める。

河川の維持管理については、災害の発生防止、河川の適正な利用、河川環境の整備と保全等の観点から、河川の有する多様な機能を十分に発揮させるよう適切に行う。

また、堤防・樋門、排水機場等の河川管理施設の機能を確保するため、巡視、点検、維持補修、機能改善などを計画的に行うことにより、常に良好な状態を保持しつつ、施設管理の高度化、効率化を図る。

さらに、地域住民の河川に係わる取り組みを支援するとともに、河川に関する情報を地域住民に幅広く提供、共有することなどにより、河川と地域住民とのかかわりを強め、河川愛護活動や住民参加による維持管理等を推進する。

第2章 河川整備の基本となるべき事項

(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

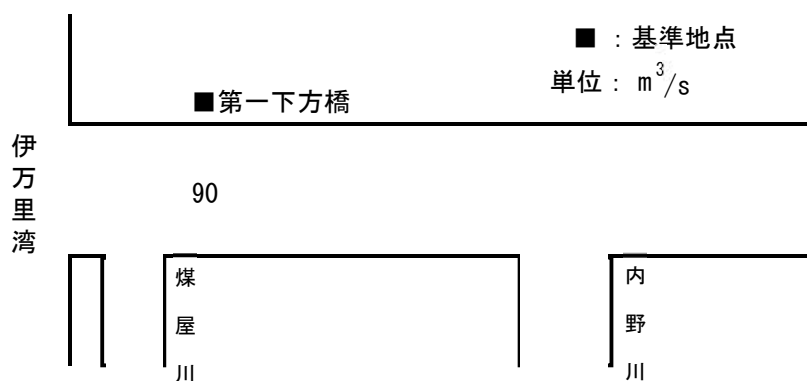
基本高水は、波多津川流域の社会的・経済的な重要度と洪水被害を踏まえ、概ね10年に1回の確率で発生すると想定される洪水に対処するため、基準地点の第一下方橋地点において $90\text{m}^3/\text{s}$ とする。

基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点	基本高水のピーク流量	洪水調節施設による調節量	河道への配分流量
波多津川	第一下方橋	$90\text{m}^3/\text{s}$	—	$90\text{m}^3/\text{s}$

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

計画高水流量は、基準地点の第一下方橋地点において $90\text{m}^3/\text{s}$ とする。



波多津川 計画高水流量図

(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係わる川幅に関する事項

主要な地点における計画高水位および計画横断形に係る概ねの川幅は、次表のとおりとする。

主要な地点における計画高水位

河川名	地点名	河口からの距離 (km)	計画高水位 T. P. (m)	川幅 (m)	備考
波多津川	だいいちしもかたげし 第一下方橋	0.21	1.64	23m	計画川幅

注) T. P. : 東京湾中等潮位

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関しては、動植物の保護、流水の清潔の保持等を考慮のうえ、今後、調査・検討を行うものとする。



<参考図> 波多津川水系流域概要図